

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 5 1 4 号
令 和 6 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定小型原動機付自転車に関する交通安全教育及び広報啓発上の留意事項について
特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）の交通方法等を理解することができるようにするために警察が取り組むべき内容については、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育の推進について」（令和5年7月7日付け交企第142号）により示達されているところ、下記のとおり、特定小型原動機付自転車に関する交通安全教育及び広報啓発上の留意事項を示すこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 特定小型原動機付自転車の呼称方法に関する留意事項について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき認定新事業活動計画に従っていわゆる電動キックボードが貸し渡されてきたことを踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）は、いわゆる電動キックボードを念頭に、一定の大きさ及び構造の基準（以下「基準」という。）に該当するものを特定小型原動機付自転車として位置付けて、その交通方法等の整備をしたものであるが、法上、いわゆる電動キックボードであっても、基準に該当しない車両にあっては、自動車又は一般原動機付自転車に該当し、歩道を走行することはできず、運転免許を受けていなければ運転してはならないこととされている。

一方で、法上、車両の外観にかかわらず、基準を満たせば、座席が備えられている車両や三輪、四輪の車両等についても特定小型原動機付自転車に該当することとされ、現に、このような車両が開発されているところである。

よって、「特定小型原動機付自転車」といわゆる電動キックボードは異なる概念であることについて留意した上で、特定小型原動機付自転車の運転者等が遵守すべき交通方法等に誤解が生じないよう交通安全教育及び広報啓発並びに個別の事件事故に関する広報を実施されたい。

2 特定小型原動機付自転車の販売事業者等との連携に当たっての留意事項について

特定小型原動機付自転車の販売業者（特定小型原動機付自転車を販売することを業とする者をいう。）及びシェアリング事業者（特定小型原動機付自転車を貸し渡すことを業とする者をいう。）（以下「販売事業者等」という。）による交通安全教育については、令和5年3月に関係省庁及び関係事業者から成るパーソナルモビリティ安全利用官民協議会が策定した「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に従って実施すべきこととされている。

この点、販売事業者等と共に交通安全教育又は広報啓発を実施しようとする場合その他販売事業者等と連携を図ろうとする場合には、法令（法のほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）等を含む。）及びガイドラインに照らし、

- 当該販売事業者等が販売し、又は貸し渡そうとする車両について、特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（令和4年国土交通省告示第1294号）に規定する表示（性能等確認済シール）等が表示されているなど、真に保安基準に適合するものであるか
- 販売事業者等が16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供しないようにするための実質的な取組が講じられているか
- 販売事業者等が交通ルールの理解度を測るテストを実施し、又は交通ルールを理解させるための動画を視聴させ、当該テストを受けた者又は当該動画を視聴した者以外の者が車体を購入し、又は車体の貸渡しを受けることができないようにしているかどうか

等を確実に確認するなどして、警察として連携することがふさわしい事業者であるかどうかを検討・判断されたい。

また、各警察署にあっては、管轄区域内における販売又は貸渡しの実態把握に努め、法令及びガイドラインを十分に理解していないとみられる販売事業者等を把握した場合には、当該販売事業者等に対し、法令及びガイドラインの存在及び及び内容を周知するとともに、必要に応じて販売又は貸渡しに関して是正を求めるなどして、販売事業者等が適切に交通安全教育を行うことができるよう、その指導及び支援に努められたい。

担当：交通企画課安全教育係